

第 47 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 40 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日及び場所で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和 解 の 相 手 方	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和5年8月9日 熊本県水俣市ひばりヶ丘地 内（水俣警察署敷地内） 机の飛散	水俣地区 防犯協会連合会 （車両所有者） 軽乗用車	77,737円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
	個 人 （車両所有者） 普通乗用車	202,000円	